

埼玉県地域整備事業会計補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県は、地方公営企業法（昭和27年8月1日、法律第292号）第17条の3の規定により、埼玉県地域整備事業に対し、経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる児童手当の給付に要する経費の合計額

ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費の5分の3

イ 3歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る給付に要する経費

(2) 基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。）

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その申請は、原則として毎事業年度3月27日までに行うものとする。

(交付決定通知書の様式)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(報告書の様式)

第5条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年３月２７日から施行する。
- 2 第２条（１）について、令和６年９月分以前の児童手当の給付に要する経費は、次のとおりとする。
 - ア ３歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の
１５分の８
 - イ ３歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）
 - ウ 児童手当法附則第２条に規定する給付に要する経費